

空き家を適切に管理しましょう

# 田川市空き家等の

# 適正管理に関する条例

## を10月1日から施行します



### 条例制定の目的

近年、相続の問題などといった多様な要因により、適正に維持管理されていない空き家が増加しており、本市でも「空き家の部材がはがれ落ちた」「不審者が侵入して放火のおそれがある」などといった防犯、防災上の観点からの不安の声が寄せられています。

現行法令では、空き家対策に関する明確な規定がなく、適正に維持管理されていない空き家問題の解決を図ることが困難なため、市では「田川市空き家等の適正管理に関する条例」を6月議会で制定

し、10月1日から施行します。

### 条例の概要

#### 定義(第2条)

ここで使用する用語については、次のように規定します。

#### ○空き家など

市内に所在する建物やその他の工作物で、常時無人の状態にあるもの

#### ○危険な状態

①空き家などが倒壊・破損したり、建築資材などが飛び散ったりすること、人の生命や身体、財産に被害を及ぼすおそれがある状態

②不特定の人が簡単に侵入することができ、火災や犯罪を引き起こすおそれがある状態

#### 所有者などの責務(第4条)

所有者などは、所有または管理する空き家などを、危険な状態にならないよう管理しなければなりません。

#### 調査(第6条)

市は、市民からの情報提供があったときや危険な状態の空き家などがあると判明したときは、所有者などを確定するなど必要な調査を行うことができます。

#### 助言(第7条) 指導および勧告(第8条)

市は、調査により空き家などが危険な状態であると認められたときは、当該空き家などの所有者などに対し、修繕や除去などといった改善するために必要な措置についての助言や指導を行うことができます。

また指導を受けた所有者などが従わないときは、その指導に従うよう勧告することができます。

#### 命令(第9条)、公表(第10条)

市は、第8条の規定による勧告に所有者などが応じないときは、期間を定めて必要な措置を実施するよう、行政処分である命令をすることができま。

なお、この命令を受けた所有者などが正当な理由がなく従わないときは、住所、氏名などを公表することができま。

#### 緊急安全措置(第11条)

空き家などの老朽化により倒壊のおそれがあるなど危険な状態が切迫し、その空き家などが市の公有財産である土地や建物に影響を及ぼす可能性がある場合、市は、所有者などの承諾を受けた上で、必要最低限の措置を実施することができます。

なお、この措置についての費用は所有者などが負担することになります。

### 空き家の管理は所有者などの責任です

空き家などが原因で、近隣の家屋や財産に被害を及ぼした場合、その空き家などの所有者や管理者は、損害賠償などの管理責任を問われることもあります。

人命にかかわるような大きな事故などが起きてからでは取り返しがつきません。空き家などの所有者や管理者は、日頃から適正な維持管理に努めま。

今回、条例を制定しましたが、このことで空き家についてのすべての課題を解決できるわけではありません。所有者や管理者、地域のみなさん、市がお互いに連携、協力し、危険な空き家を増やさないようにしていくことが大切です。みなさんのご協力をよろしくお願ひします。

